

間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号。次号及び第5条第3項において「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次号において「算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第3条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（条例附則第25項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第4条 条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の管理職手当に関する規則第3条第2号の規定を適用する。

（人委・職員課）

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月11日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第21号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第262号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表（初任給調整手当月額表）」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（条例附則第25項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第8条 条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

別表を別表第1とし、同表中「初任給調整手当月額表」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	35,600	24,500
1年以上2年未満	35,600	24,500
2年以上3年未満	35,600	24,500
3年以上4年未満	35,600	24,500
4年以上5年未満	35,600	24,500
5年以上6年未満	35,600	24,500
6年以上7年未満	34,300	24,500
7年以上8年未満	33,000	24,500
8年以上9年未満	31,800	24,500

9年以上10年未満	30,500	24,500
10年以上11年未満	29,300	21,700
11年以上12年未満	28,000	18,900
12年以上13年未満	26,700	16,100
13年以上14年未満	25,500	13,300
14年以上15年未満	24,500	10,500
15年以上16年未満	23,500	8,800
16年以上17年未満	22,500	7,000
17年以上18年未満	21,600	5,300
18年以上19年未満	20,600	3,500
19年以上20年未満	19,600	1,800
20年以上21年未満	18,600	
21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	
27年以上28年未満	15,400	
28年以上29年未満	14,800	
29年以上30年未満	14,600	
30年以上31年未満	14,400	
31年以上32年未満	13,900	
32年以上33年未満	13,300	
33年以上34年未満	12,700	
34年以上35年未満	12,200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の

職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月11日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第22号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1号ア中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3の規定により勤務した後」を「第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事由が生じた地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員のうち、県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第43号）第10条の規定による改正前の富山県

一般職の職員等の給与に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第10条の6第1項第1号又は第3号に掲げる職員であつて、この規則による改正前の通勤手当に関する規則第17条第1号に規定する常例とするものは、旧条例第10条の6第5項の同条第4項による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 改正法附則第4条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正法附則第4条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下この号及び次項において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項又は改正法附則第4条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 3 改正法附則第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対するこの規則による改正後の通勤手当に関する規則（次項において「新規則」という。）第17条の規定の適用については、同条第1号ア中「退職した日」とあるのは「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第8条の2の規定を適用する。

（人委・職員課）

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月11日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第23号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員（条例第4条第3項に規定する再任用短時間勤務職員）」を「定年前再任用短時間勤務職員（条例第26条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員）」に、「条例第4条第3項に規定する勤務割合」を「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

第4条の表中「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第5条第2項、第6条第2項、第6条の2第2項、第11条第2項及び第16条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第3項第1号中「定める日」の次に「。第30条の2において同じ。」を加える。

第29条第2項「次項」の次に「及び第30条の3」を加える。

第30条第2項第1号中「第4項まで」を「第3項まで（同条第4項及び第30条の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。）及び第30条の3第2項」に改め、同項第2号及び第3号中「第4項まで」を「第3項まで及び第30条の3第2項」に改める。

第30条の5第2項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「得た額」の次に「（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円

に切り上げるものとする。）」を加え、同項第1号中「再任用職員（条例第47条の2第2項に規定する再任用職員をいう。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第30条の7とする。

第30条の4を第30条の6とし、第30条の3を第30条の5とし、第30条の2を第30条の4とし、第30条の次に次の2条を加える。

（給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

第30条の2 給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、第28条第3項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員のうち、第28条第4項第1号から第5号までに掲げる職員であるものの同条第2項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第4項第1号から第5号までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

第30条の3 給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第47条第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第29条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員のうち、第29条第4項に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の額は、前項及び同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

第36条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項各号中「第4条の2」を「第4条第9項」に改める。

第38条の2第1項及び第2項の表中「再任用短時間勤務職員（条例第4条第3項）」を「定年前再任用短時間勤務職員（条例第26条第3項）」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「勤務割合（第4条第3項に規定する勤務割合）」を「勤務割合（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数）」に改める。

別表第2及び別表第2の2中「第30条の5」を「第30条の7」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第30条の7の規定並びに別表第2及び別表第2の2を適用する。

（人委・職員課）

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月11日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第24号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 270号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「管理職員」を「次号に掲げる職員以外の管理職員」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条第1項第2号において同じ。）である管理職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則第2条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 11,000円
- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 9,000円
- エ 4種 8,000円
- オ 5種 7,000円
- カ 6種及び7種 5,000円
- キ 8種 3,000円

第4条第1項第1号中「管理職員」を「次号に掲げる職員以外の管理職員」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則第2条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,500円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,500円

エ	4種	4,000円
オ	5種	3,500円
カ	6種及び7種	2,500円
キ	8種	1,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第43号）第10条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則（次項において「新規則」という。）第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項第1号及び第4条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、新規則第3条第1項及び第4条第1項の規定を適用する。

(人委・職員課)
